

名古屋市水防計画の修正案について

主な事項

1 〈本編〉洪水予報河川及び水位周知河川における氾濫危険水位等の変更

平成 26 年 4 月の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改訂に伴い、愛知県管理河川の一部で氾濫危険水位等が変更になったため、その修正を行う。

P 1, 2

2 〈資料編〉重要水防箇所の修正

国管理河川の庄内川では、河川改修の進捗により河積不足が解消され、重要度が変更になった区間と新堤防として新たに追加された区間の修正を行う。この結果、庄内川では堤防延長 220 メートルが増加。

愛知県管理の新川では堤防整備による堤防高不足の解消により、堤防延長 50 メートルが減少。

P 3

3 〈資料編〉避難勧告等の発令基準の見直しについて

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や平成 28 年台風第 10 号による水害に係る避難情報の名称変更及び平成 28 年 12 月に国土交通省から公表された想定し得る最大規模の洪水浸水想定区域などを踏まえ、本市の避難勧告等に係る基準及び避難情報の名称について所要の修正を行う。

P 4 ~ 1 3